

## 博物館部会における当面の検討事項

### 1. 都道府県・指定都市教育委員会が、登録に係る審査基準を定めるに当たり参酌する基準の基本的な考え方について（新博物館法第13条第2項）

（検討事項例）

- ・ 博物館資料の収集・保管、展示、調査研究を行う体制に係る基準
- ・ 学芸員その他の職員の配置に係る基準
- ・ 施設及び設備に係る基準

### 2. 上記1のほか、登録及び指定に際しての留意事項等について

（検討事項例）

- ・ 博物館の設置主体の要件（第13条第1項第1号）
- ・ 登録審査等を行う際の学識経験者への意見聴取の在り方（第13条第3項等）
- ・ 登録の実施等の公表の在り方（第14条第2項等）
- ・ 登録された博物館に関する手続きの在り方（第16条～第20条）
  - ※ 例：定期報告、教委の求めによる報告・資料提出、勧告及び命令、取消し、廃止
- ・ 指定施設の指定・取消し・経過措置等（第31条）

### 3. 博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開、その他博物館活動・業務のDX化について

（検討事項例）

- ・ 博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開の意義と課題
- ・ デジタル・データを公開・展示する博物館を登録・指定する際の留意事項
- ・ 博物館活動・業務全体のDX化の重要性

### 4. 登録・指定された博物館に対するインセンティブについて

（検討事項例）

- ・ 信用と知名度の向上策（登録・指定のロゴ作成やキャンペーンの実施など）
- ・ 法制度・税制上・予算上の優遇措置

### 5. 博物館の業務を担う人材の確保や資質の向上について（学芸員補の資格を与えるべき者（第6条第2号）の要件を含む。）

### 6. その他、学芸員の資格要件の在り方など、「博物館制度の今後のあり方について」（文化審議会答申）において中長期的な課題とされた事項等について